平成２６年（フ）第３２号
鹿児島県奄美市名瀬春日町19番２―43号
破産者　盛山　一光
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２６年（フ）第３９号
鹿児島県奄美市笠利町大字里27番地、開始決定時の住所鹿児島県奄美市笠利町大字里61番地
破産者　里　　和郎
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２７年（フ）第２０３号
青森県上北郡横浜町字上イタヤノ木104番地５　イタヤノ木団地11号
破産者　傳法　俊一
1　決定年月日　平成28年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１２４号
茨城県牛久市上柏田２丁目36番地23　（ヴェイル牛久Ｅ－８）
破産者　水谷　敦司
1　決定年月日　平成28年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第１９２号
岐阜県岐阜市東鶉３丁目54番地１　グランシャリオ601号室
破産者　山内　生成
1　決定年月日　平成28年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２４３号
愛知県一宮市浅井町大日比野2260番地
破産者　片桐　美次
1　決定年月日　平成28年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２４４号
愛知県一宮市浅井町大日比野2260番地
破産者　片桐　房子
1　決定年月日　平成28年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１８９号
滋賀県栗東市目川839番地（202号）
破産者　山元　　社
1　決定年月日　平成28年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３０３号
滋賀県栗東市大橋６丁目５番22―101号
破産者　高橋　　勝（旧姓高）
1　決定年月日　平成28年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１５号
兵庫県尼崎市南塚口町３丁目14―28　エスパシオ塚口105号室、前住所兵庫県尼崎市南塚口町２丁目７番１―1302号
破産者　カァー・パレットワタナベこと　渡邉　一男
1　決定年月日　平成28年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３２３号
兵庫県尼崎市西立花町３丁目５番１―405号
破産者　スナックともこと　福田たま江
1　決定年月日　平成28年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５０３号
兵庫県西宮市高塚町７番20―413号、前住所神戸市中央区下山手通８丁目15番１―203号
破産者　武村　麻衣（旧姓和泉）
1　決定年月日　平成28年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５２８号
兵庫県西宮市今津社前町３番13号
破産者　内藤　正雄
1　決定年月日　平成28年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５５２号
兵庫県西宮市城ケ堀町３番13号
破産者　藤田　一夫
1　決定年月日　平成28年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２９号
兵庫県佐用郡佐用町下三河149番地
破産者　吉田　廣美
1　決定年月日　平成28年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２７年（フ）第２４号
香川県高松市香川町川内原574番地39
破産者　鴨居　洋一
1　決定年月日　平成28年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所美馬支部

平成２７年（フ）第２０３号
香川県高松市木太町1059番地　コーポ八坂305
破産者　上原　栄治
1　決定年月日　平成28年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１０５号
香川県仲多度郡琴平町榎井387―１バーベナハイツ202号、住民票上の住所香川県仲多度郡まんのう町吉野176番地２
破産者　吉井　伸治
1　決定年月日　平成28年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第３６号
愛媛県宇和島市津島町高田甲528番地３
破産者　清家　藤子
1　決定年月日　平成28年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部